

感染リスクが高まる「5つの場面」

新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、ご協力をお願いします。

- 場面1：飲酒を伴う懇親会等
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,522	22,045	256	268
松井田地域	6,123	6,381	41	70
合計	27,645	28,426	297	338

合計 56,706人 世帯数 24,721 (令和2年12月末日現在)



お知らせ

県区長自治会長連合会

永年勤続表彰



田島 勳さん

令和2年度群馬県区長自治会長連合会永年勤続表彰において、退任区長会長として安中市区長会前会長の田島勳さんへ感謝状が贈呈されました。

また、永年勤続区長として西横野地区二軒在家区前区長の清水正さん、安中地区第10区区長の堀越敏男さん、松井田地区森崎区前区長の山田精一さん、細野地区上増田東区区長の萩原豊彦さん、細野地区上増田西区区長の湯本常雄さんへ感謝状が贈呈されました。

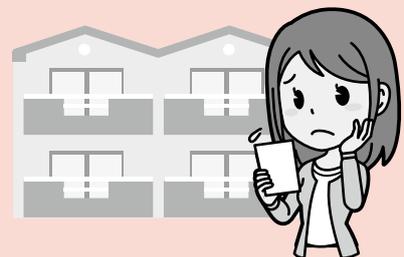
皆さんのご功績に敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。

安中市消費生活センターからのお知らせ

賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには

【事例】

大学生の娘が1年ほど入居した賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち合いをした。壁や床の補修費用や清掃代などで合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に伝えたら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。



【ハウンドバイス】

☆国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。

☆入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。

☆修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は、家主側に十分な説明を求めましょう。

☆退去時のトラブルを未然に防ぐには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は、原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約などを確認しておきましょう。

資料提供…独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるがあったら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

(☎ 382-22228)